



環境省

中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会 (第11回)・風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する 小委員会(第7回)合同会議における委員意見の概要

令和7年2月3日(月)

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



- 前回合同会議では、「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）（案）」の内容について御議論いただいた。

I. はじめに

II. 前回法改正事項の点検

1. 配慮書手続の在り方
2. 報告書手續の在り方

III. 環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進

1. 適切な立地環境への誘導による導入促進
2. 法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保
3. リプレース事業に係る環境影響評価手續の合理化

IV. 現行制度の課題等への対応

1. 環境影響評価図書の継続的な公表又は公開
2. 戰略的環境影響評価の実現
3. 累積的な環境影響への対応
4. 環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化
5. 環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討
6. その他の課題等への対応

V. おわりに

II. 前回法改正事項の点検

1. 配慮書手続の在り方

- 「地域との適切なコミュニケーションの促進」を効果的に行うためにも、
 - ・ 「適切な事業実施想定区域の範囲の目安」を提示すること
 - ・ 事業者が環境影響を回避・低減するための方策を早期に検討し、その結果を配慮書に記載することは重要。是非ガイドラインの整備等を進めていただきたい。
- 早期に環境影響を回避・低減するための方針を配慮書に記載させる「必要性」ではなく、具体的な「方策」に関する検討が必要ではないか。
- 適切な配慮書を作成するためのガイドラインの提示は、ステークホルダーの理解醸成、手続の合理化にもつながると考える。
- 国が環境保全上重要な区域を提示し、当該区域を配慮書手続段階で考慮する仕組みを構築していく方針は、風力に限らず、**全ての事業種を対象に検討**することが望ましい。
- みなし複数案について、「広大な」事業実施想定区域の設定を肯定するような表現は避けた方が良いのではないか。
- 配慮書手続段階における検討結果が、適切に**方法書手続以降の検討に活用されていない**側面もあるのではないか。
- 配慮書の適正性を客観的に判断するためには、**有識者による審査も必要**ではないか。
- **立地誘導**を図っていく仕組みを設けることは、**第二種事業に限らず、第一種事業の環境配慮を確保**する上でも重要。
- 今後検討を進めていく「適切な事業実施想定区域の範囲の目安」は、**事業種ごとに異なってくる**のではないか。

2. 報告書手続の在り方

- **国が発電所に係る報告書を取得するための制度上の仕組み**は、適切な累積的環境影響評価を推進する観点からも、**早期に構築**するべき。事後調査等の実施結果を国が一元的に管理・分析することにより、後続事業全体に係る環境影響評価の最適化が図ることは重要。
- 報告書を国が取得する目的や、事業者のインセンティブにもつながり得る点が明記されたことにより、適切な記載になっていると感じた。
- **発電事業以外の事業種**についても、**報告書を国へ提出することが重要**である旨も明記してはどうか。
- 事後調査等の実施を通して、鳥類だけでなく、**コウモリ類への影響に係る知見の拡充**を図っていくことも重要ではないか。
- 必要に応じ、**供用時にも継続して報告書の提出**を求めていくべきではないか。
- 事業種全体について、データ取得に係る考え方の整理を進めていくことは難しいのではないか。例えば、**陸上風力発電に特化し、検討を進めていくことが現実的**ではないか。
- **順応的な管理**が求められる項目や条件について、**あらかじめ考え方を検討**しておくことが重要。
- データ取得に係る考え方の整理に当たっては、**事業種ごとに調査手法等の考え方を統一**していくことが重要。
- **累積的環境影響の評価**を実施していくためにも、**データの取得に係る考え方**は検討していくべき。

III. 環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進

- **陸上風力に係る3コース振り分け案**について、**前向きかつ早急に検討を進めてほしい。**
- 諸外国では、必要なアセス手続の振り分けに当たり、必ずしも明確な判定基準が設けられず、必要に応じ、専門家のエキスパートジャッジも取り入れられ、ある程度の裁量の下判定がなされることが一般的。3コース振り分け案の実現に当たっては、**明確な判定基準が必要かどうかについても検討が必要ではないか。**
- 立地に応じ、必要な手続を3段階に振り分けるための基準は、**生物多様性条約の締約国決議におけるガイドラインも参考**にしつつ、前向きに検討を進めてほしい。明確な基準を策定することは、必ずしも技術的に困難なものではないと思う。
- 「**立地環境**」という用語の意味が**不明確**。用語の適正化を検討してほしい。

1. 適切な立地環境への誘導による導入促進

- **ゾーニングに係る他制度とアセス制度の連携強化について、前向きに検討**してほしい。その際、環境配慮が確保されているエリアで実施される事業については、アセス手続の合理化を図るなど、事業者のインセンティブになり得る仕組みを検討するべき。
- **ゾーニングに係る他制度とアセス制度の連携強化に関する記載**について、**趣旨の明確化**を検討してほしい。
- 促進区域制度に基づく事業認定プロセスと、アセス手続の時系列や関係性を整理していくことも重要。例えば、**促進区域制度に基づく協議会と、準備書段階の説明会を連携させることも可能**ではないか。

2. 法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保

- 「**国が提示する環境保全上重要なエリアの考え方**」と「**風力の第二種事業に係る新基準の内容**」の関係性を**明確化**してほしい。
- **第二種事業に係る判定基準**は、事後調査等の結果を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、**隨時見直し**を図っていくことが適当ではないか。
- 新たなスクリーニングで考慮すべき風力発電による環境影響については、「**鳥類や景観への影響**」というよりも「**鳥類、コウモリ類、生態系や景観への影響**」という記載のほうが**適切**ではないか。

III. 環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進

3. リプレース事業に係る環境影響評価手続の合理化

- 現行の配慮書に代わる書類には、これまで実施した**事後調査等の実施結果を記載**することにより、**より効果的な環境配慮を確保**することができるのではないか。
- 建替事業において、国が意見を述べる対象がわかりにくい。記載を明確化してもらいたい。
- **配慮書手続の合理化**に当たっては、適正な環境配慮が確保されるだけでなく、**手続に要する負担・期間の短縮が図られることも重要**である。
- 建替事業の実施に当たっても、**早期段階から地域とのコミュニケーションを確保することは重要**ではないか。
- **風力発電以外の発電事業**についても、配慮書手続の合理化の対象となる具体的な要件を**今後検討**してほしい。
- 建替えを実施する際には、新設時とは周辺における事業の実施状況が大きく異なっている可能性があることから、**累積的環境影響を考慮していく視点も重要**になるのではないか。
- 配慮書が適用除外となる「既設事業に係る適正な環境配慮の確保のための取組が行われている」と判断するための考え方が抽象的でわかりにくい。また、当該考え方は隨時見直しを図っていくことが重要。
- 建替事業のアセスに係る**合理化のガイドライン**は、最新の知見・事例、制度見直しの状況等も踏まえ、**見直しを検討**いただきたい。
- 建替事業の合理化に係る**技術的な考え方**は、**地方の審査関係者**にも**共有**していくことが重要。
- 建替事業に係る**スコーピングの強化**に当たっては、「**供用時**」の**事後調査等の結果を活用していくことが有効**である旨、記載内容の明確化を検討してもらいたい。

IV. 現行制度の課題等への対応

1. 環境影響評価図書の継続的な公表又は公開

- 累積的な環境影響に対応する観点等からも、**環境省がアセス図書を継続公開していくべき**。
- 図書の公開により環境影響の知見が蓄積され、**事業者サイドにも合理化などのメリット**があることを記載できると良い。

IV. 現行制度の課題等への対応

2. 戰略的環境影響評価の実現

- 重要な区域を国が提示することなどにより**立地誘導を図っていくことは、SEAにもつながり得ると考える。**
- 配慮書手続は、あくまで個別の事業計画を対象としたものであるため、**配慮書手続をSEAと言ってよいのかどうかは検討が必要**ではないか。
- SEAの実現に当たっては、**持続可能性アセスを視野に入れて検討**を進めてくことが重要ではないか。
- SEAの実現に関する記載は、より前向きな表現に修正をしてほしい。

3. 累積的環境影響への対応

- 累積的環境影響評価については、考え方を検討するだけではなく、**ガイドラインや指針等の策定も進めていくべき。**
- **アセス図書に掲載されない絶滅危惧種等の秘匿情報**に関する検討は、累積的環境影響評価を実施する観点から、必要に応じ、事業者が当該情報を取得することができる**運用上の工夫を検討してもらいたい。**
- 累積的な環境影響に対応する観点からは、**地域的な計画との連携も重要**ではないか。
- 各エリアで実施される事業数の設定に関し、どこまで国が関与することができるかは、今後の検討課題である。

4. 環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化

- **生態系アセス**については、**考え方の見直しが必要**ではないか。**国際的な動向を注視**していくことも重要。
- **生物多様性オフセット**については、
 - 代償行為の**定量性を提示できない場合**、十分でないオフセットを理由に、事業区域における適切な**環境配慮が確保されない懸念**もある。
 - 「ノーネットロス」、「ネットゲイン」を目指すことが**重要**である旨、追記してほしい。
- **人材育成の方針**については、内容を**具体的に記載**してはどうか。

5. 環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討

- CCS事業の中には、長距離に渡ってパイプラインを整備するような計画も想定されている。分離・貯留の段階では大きな環境影響は懸念されないかもしれないが、**輸送に係る環境影響には留意する必要**があるのではないか。
- CCS事業に係る対応について、事業化が本格的に進んでいる状況も踏まえ、より前向きな表現に修正をしてほしい。

IV. 現行制度の課題等への対応

6. その他の課題等への対応（1／2）

（1）国と地方公共団体における情報交流の推進

- 地方公共団体間の情報交流を促進していくことも重要である旨、追記してほしい。

（2）スコーピングの強化による環境影響評価の合理化

- 全体を通して「スコーピング」の意味が曖昧に感じる。表現の適正化を検討してほしい。
- 環境影響評価の合理化が図られない理由としては、適切な評価項目の絞り込み等がなされないことだけでなく、過度に精緻な予測・評価が求められること等も挙げられのではないか。順応的取組を推進することにより、環境影響評価の合理化を図ることもできるのではないか。
- 環境影響の懸念が小さく、不確実性が大きいような項目については、精緻な予測・評価は不要であると考えられるが、事前調査は適切に実施するべき。

（3）小規模事業に係る簡易な環境影響評価の推進

- 過去に策定したガイドラインに基づき、小規模事業に係る自主アセスが適正に機能しているかどうかについて、検証していくことも重要。

（4）環境影響評価に係る事業の「一連性」の考え方の周知

- 付帯設備（土捨て場、送電線）の整備について、アセス法の枠組みの中で対象にすることは難しいと思うが、環境配慮を促していく取組も重要。

（5）長期的な手続未着手案件への対応

- アセスの終了後、長期間が経過すると周囲の自然環境は大きく変化し得る。許認可を実施する際には、こうした環境の変化を考慮することが重要ではないか。
- 「長期的な手続未着手案件への対応」に係るパートは、「環境影響評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由の公表」にも関係するので、必要に応じ、順序の適正化も検討してもらいたい。

（6）手続途中段階の風車の機種変更

- 準備書手続から評価書手続に至る段階においては、聴取した意見等を踏まえ、環境配慮の観点から、事業計画の見直しがなされることが一般的。本来であれば、この段階において、機種変更による事業計画の変更は認められるべきではないという趣旨は記載しておくべき。
- あらかじめ想定され得る複数の風車の機種・配置を想定してアセスを実施することは、効率化とは逆行するのではないか。風車の出力・配置が変更された場合の手戻り要件を追加し、手戻りになった場合には、アセスの簡略化を図るべきではないか。

IV. 現行制度の課題等への対応

6. その他の課題等への対応（2／2）

（7）環境影響評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由の公表

- 評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由を公表する仕組みの実現が難しい理由として、「他制度において類似の事例が少ないこと」が挙げられているが、これは理由にならないのではないか。

（9）公聴会の開催

- 市民参画を推進する観点から、公聴会の開催を法に位置付けるか否かについては今後検討するべき。条例における実績も分析の上、効果の検証が必要。

（10）環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続

- 日本は、オーフス条約を批准していないことを明記してはどうか。

V. おわりに

- 答申のフォローアップを実施するタイミングは、可能であれば、“5年程度”などと具体的に記載してもらいたい。

全般

- 各対応事項の優先順位について明確化するべき。